

2) 飛行場関連施設

(a) 駐機場等施設

a) 駐機場

自衛隊機及び米軍機が駐機等を行うためのスペースとして、駐機場を設置します。

b) ウォームアップエプロン

航空機の離陸前の試運転及び待ち合わせなどで使用するための駐機スペースとして、ウォームアップエプロンを滑走路端付近に設置します。

c) 給油エプロン

航空機への給油の際、地下埋設配管から給油するための装置及び漏油対策施設を備えた駐機スペースとして給油エプロンを設置します。給油エプロンは、自衛隊機用のスペース及び米軍機用のスペースを設置します。

d) 洗機場

航空機に付着した塩分や汚れを洗い流すための洗機場を設置します。

これらの塩分や汚れの処理方法については、今後の詳細検討の結果等を踏まえ、適切に計画します。

e) 連絡路

救難機が、海上から誘導路までを走行するための連絡路を設置します。

(b) 航空保安施設

a) 航空保安無線施設

滑走路周辺に航空機の飛行を支援するための各種無線施設(航空保安無線施設)を設置します。

b) 航空灯火

滑走路灯、滑走路末端灯、誘導路灯及び進入灯等の航空灯火を設置します。

(c) 格納庫

航空機の整備・格納等を行うための施設として、格納庫等を設置します。

(d) 飛行場支援施設等

a) 飛行場支援施設

飛行場の運用を支援するための施設として、管制塔、消防車庫、庁舎、隊舎、倉

庫、厚生施設(食堂、浴場、医務室、多目的スペース等)、体育館(プールを含む)、運動場、構内道路等を設置します。

b) ユーティリティー施設

本施設の運用に必要な、電気、通信、給水及び下水等のユーティリティー施設を設置します。

(e) 貯蔵関連施設

a) 燃料施設

航空機燃料、船舶用燃料、車両用燃料等を貯蔵する燃料タンク、タンカーから燃料を受け入れるための施設並びに燃料を給油車両及び一般車両に移すための施設を設置します。また、これらの施設を結ぶ燃料配管等の燃料移送設備を設置します。

防火、防災等に関しては、今後の詳細検討等の結果を踏まえつつ、消防法等の関係法令にのっとり、適切に計画します。

b) 火薬庫

本施設の運用や警備等に必要な火薬類を貯蔵するための火薬庫を設置します。

(f) 訓練施設

訓練施設については、今後の検討を踏まえて計画しますが、現時点においては可能な限り自然環境を維持することとしています。

(2) 飛行場施設及び飛行場関連施設以外の施設の概要

1) 係留施設等

本施設への人員、燃料、資機材等の海上輸送、艦艇の停泊及び補給等を目的とした係留施設等を設置します。係留施設等の具体的な内容については、今後の検討を踏まえて決定することとなりますが、現時点で想定される内容として、防波堤、一般棧橋、燃料棧橋及び連絡道路を設置することとしています。

2) 揚陸施設

緊急時の揚陸、輸送、訓練等のために、救難機やエアクッション艇(LCAC)(図-2.2.6)等の揚陸施設を設置します。



図-2.2.6 エアクッション艇(LCAC)

3) 仮設棧橋

施設整備に必要となる資機材等を搬出入するために、仮設の棧橋を設置します。

2.2.6 対象事業に係る施設の運用

(1) 飛行場施設の運用

1) 自衛隊の運用

自衛隊による本飛行場の運用については、人員及び物資等を輸送する航空機の離着陸や航空機を使用した各種訓練が行われるほか、天候の急変により既存飛行場が使用できない場合の代替飛行場又は緊急飛行場として使用されます。なお、現時点において、本飛行場に自衛隊の航空機を常時配備する計画はありません。

航空機を使用した訓練については、連続離着陸訓練、模擬艦艇発着艦訓練、不整地着陸訓練、機動展開訓練、離着水訓練、救難訓練、ヘリコプター等からの展開訓練、空挺降投下訓練、災害対処訓練等を実施することを想定していますが、本飛行場の使用頻度、航空機の離着陸における飛行経路及び実施される訓練の内容等の具体的な運用については、今後決定することになります。

また、人員及び物資等の輸送については、自衛隊の輸送機による定期的な運航（定期便）を、週当たり数便想定しています。それ以外にも、特別の必要がある場合の輸送機の運航（特別便）を想定しています。

図-2.2.7は、本飛行場における運用に当たり、現時点において想定される計器進入方式及び標準計器出発方式による自衛隊機の飛行経路を示したのですが、今後の検討により変更が生じることがあります。

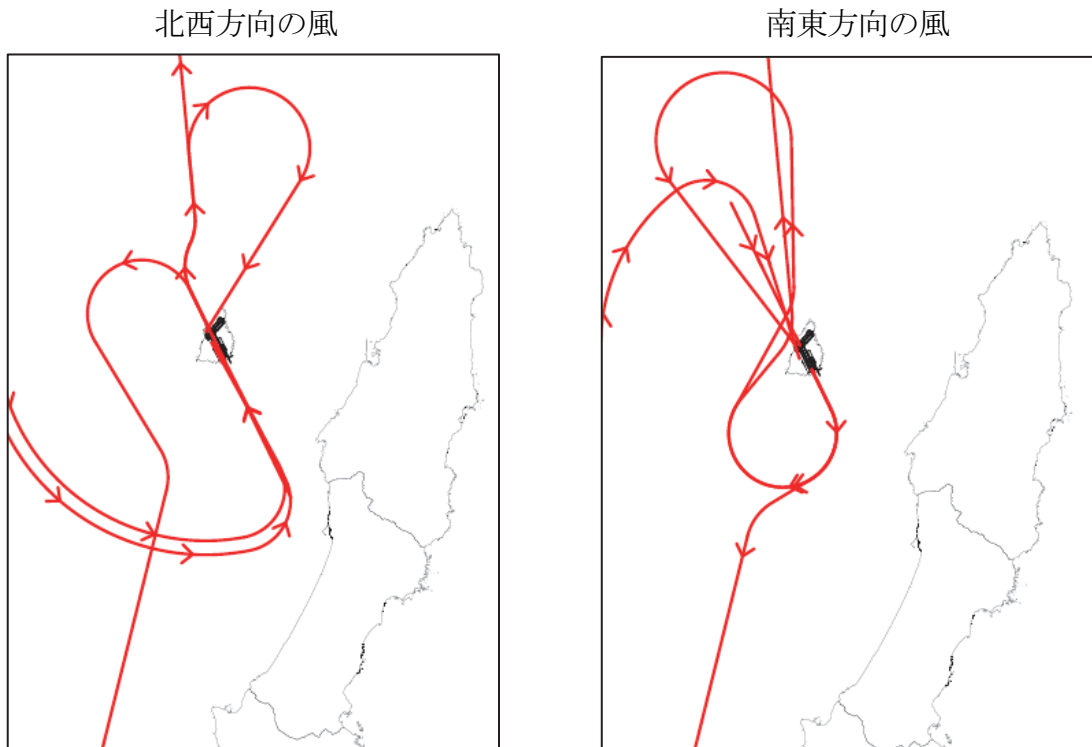


図-2.2.7 自衛隊機の飛行経路

2) 米軍の運用 (FCLP の場合)

FCLP は、空母出港前に空母艦載機パイロットの資格を更新するため、飛行場の滑走路の一部を空母に見立てて実施する着陸訓練です。具体的には、図-2.2.8 に示すように、空母艦載機が滑走路の周辺を旋回し、滑走路に設置された模擬甲板でのタッチアンドゴーを繰り返すものです。

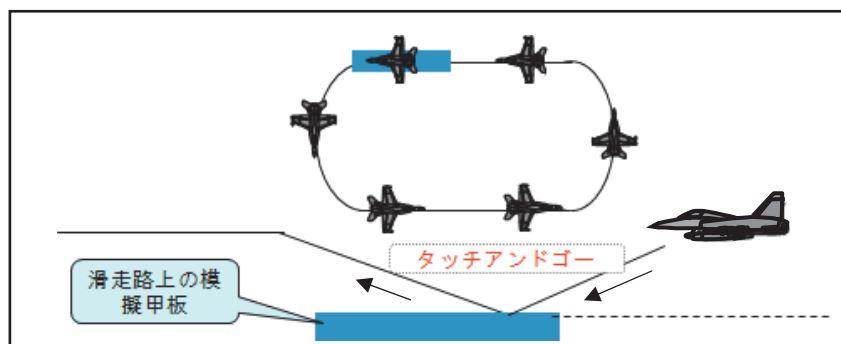


図-2.2.8 FCLP 実施のイメージ図

FCLP は年間概ね 1、2 回の実施が予定され、現在硫黄島で実施されている訓練は 1 回当たり 10 日間程度（準備等を含めて約 1 箇月）です。また、訓練は日中から深夜にかけて（午前 11 時頃から翌日午前 3 時頃まで）実施されます。

図-2.2.9 は、風向き別の FCLP の飛行経路を示したものです。北西方向又は南東方向からの風の場合は主滑走路を使用し、北東方向又は南西方向からの風で主滑走路の許容横風を超える場合は横風用滑走路を使用することとなります。

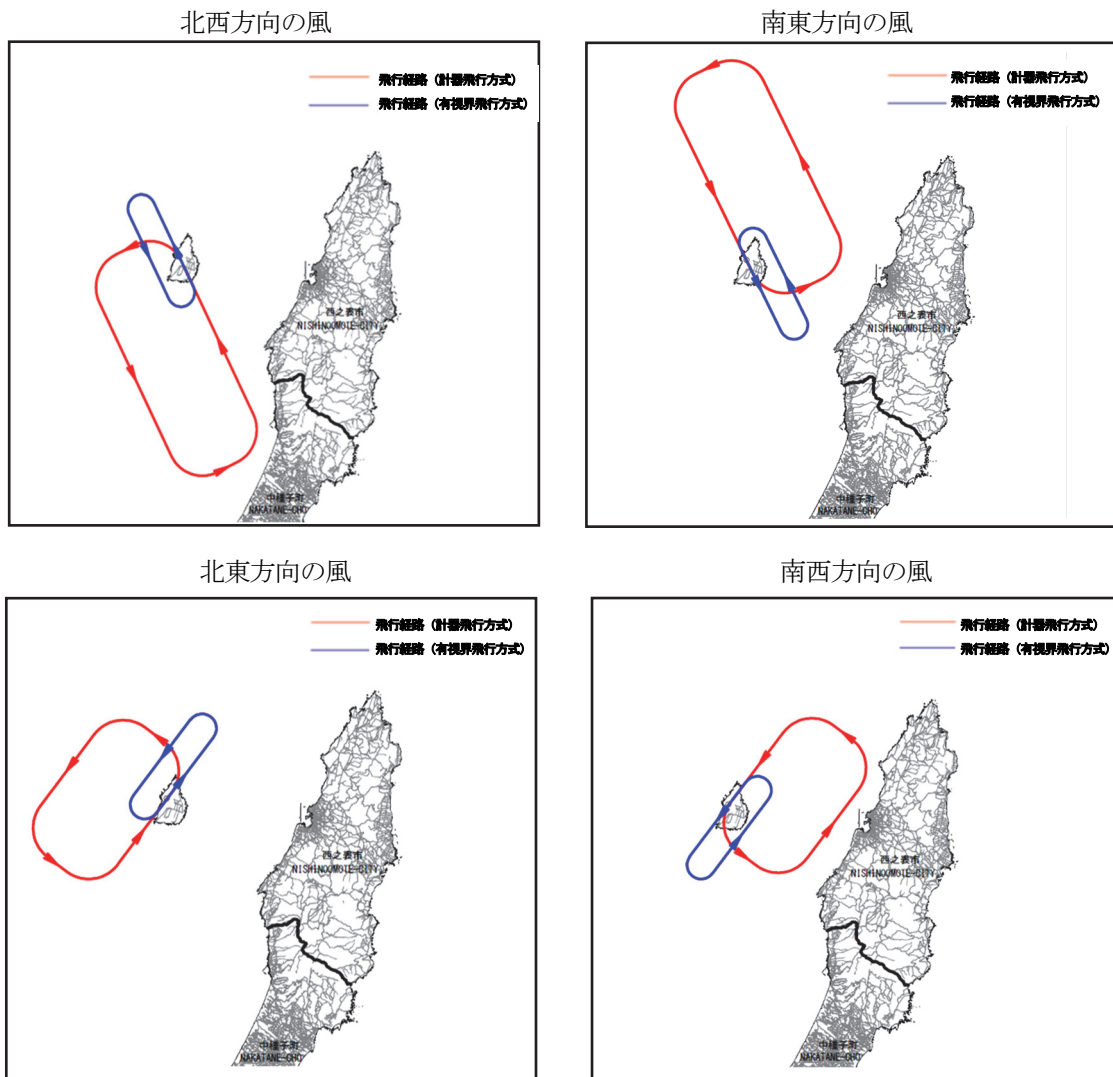


図-2.2.9 FCLP の飛行経路

図-2.2.10 は、図-2.2.4 と同じく、馬毛島における風向きの分布について、気象庁が提供している解析値（毎時大気解析 GPV）の5年間（2013年1月～2017年12月）のデータを集計し風配図としたものと、その中から、例年 FCLP が実施される春季分のデータを抽出・集計し風配図としたものです。

馬毛島においては、北西～西北西方向が主たる風の方向となっており、例年 FCLP が実施される春季においても概ね同様の傾向となっています。

FCLP において、どの経路を飛行するかは、FCLP 当日の天候等の諸状況を踏まえ判断されることから、各飛行経路の使用される割合を示すことは困難ですが、参考として、例年 FCLP が実施される春季分の馬毛島周辺の風向きのデータによれば、それぞれの滑走路が使用されると予測される風向きの割合は、主滑走路に南南東より着陸する際に適する風向きの割合が約 47%、主滑走路に北北西より着陸する際に適する風向きの割合が約 40%、横風用滑走路に南西より着陸する際に適する風向きの割合が約 5%、横風用滑走路に北東より着陸する際に適する風向きの割合が約 2%、離着陸に適さない風向きの割合が約 6%となります。

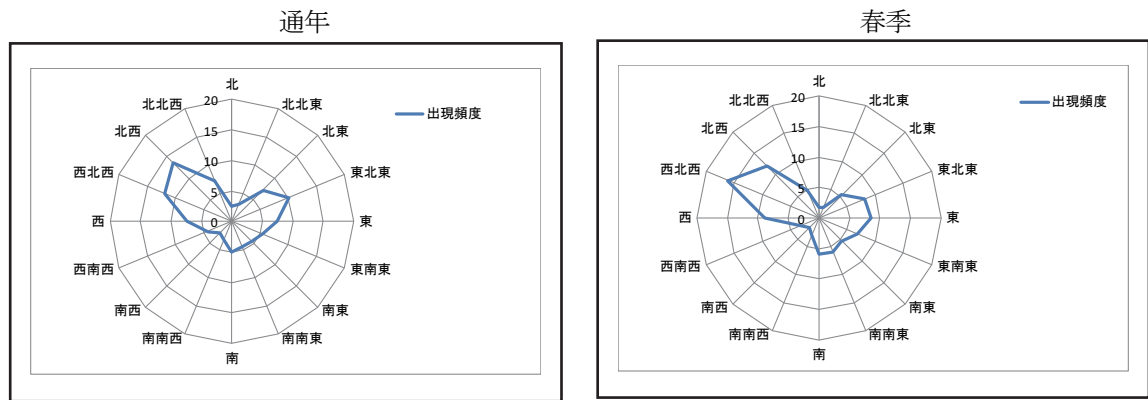


図-2.2.10 馬毛島の風配図

(2) 飛行場施設以外の施設の運用

1) 馬毛島の陸域及び周辺海域において実施される訓練

馬毛島及びその周辺海域で実施される訓練の内容及び頻度等の具体的な運用については、今後決定することになります。その上で、現時点においては、馬毛島の陸域において実施される可能性のある訓練として、空挺降投下訓練、災害対処訓練、PAC-3 機動展開訓練等を、周辺海域を含めた訓練としては、エアクッション艇操縦訓練、離着水訓練、救難訓練、水陸両用訓練、救命生存訓練等を実施することを想定しています。

2) 給排水計画

給排水計画については、今後の詳細検討の結果等を踏まえて計画します。

(a) 上水道計画

上水道計画については、今後の詳細検討の結果等を踏まえて計画しますが、現時点においては、飛行場等に降った雨水を新たに設置する貯水池に集水して主たる水源とすることを想定しています。

(b) 汚水排水計画

汚水排水計画については、今後の詳細検討の結果等を踏まえて計画しますが、現時点においては、本施設内で生じる汚水を処理するための汚水処理施設(浄化槽)を設置することを想定しています。

汚水処理施設で処理され、排水基準を満たした処理水は、配管を通じて近傍の雨水調整池に排水された後、雨水排水と共に適切に放流することを想定しています。

薬品、油類などの処理については、今後の詳細検討の結果等を踏まえつつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の各種法令にのっとり、適切に計画します。

(c) 雨水排水計画

本事業に伴い発生した裸地については、裸地による土砂等の海域への流出を防止するため、運用に支障が生じる一部の施設を除き、植生等の表土保護を行います。

また、整備した区域からの雨水については、従前に比べ一度に多くの流出が予想されるため、海域への放流に当たり、基本的には、雨水調整池に一旦貯留させるとともに、放流する流量を調整することを想定しています。

2.2.7 対象事業に係る工事計画の概要

(1) 工事の概要

本事業における工事計画に係る具体的な内容については、今後の検討を踏まえて決定することとなりますが、現時点で想定される工事概要を表-2.2.1 に示します。

表-2.2.1 工事概要

施設の項目	工事概要
飛行場施設	造成、滑走路・誘導路の舗装、着陸帯の整備、工作物の整備等の工事を行う。
飛行場関連施設	
駐機場等施設	造成、駐機場、ウォームアップエプロン、給油エプロン、洗機場、連絡路等の舗装、附帯設備及び工作物の設置等の工事を行う。
航空保安施設	造成、航空保安無線施設に係る建築及び機器設置、航空灯火及び工作物の設置等の工事を行う。
格納庫	造成、建築及び附帯施設の工事を行う。
飛行場支援施設等	造成、建築及び附帯施設、運動場、構内道路等の工事を行う。 ユーティリティー施設に係る造成、建築、設備、工作物等の工事を行う。
貯蔵関連施設	造成、燃料タンク・燃料受入・払出施設の設置、燃料配管、火薬庫の整備等の工事を行う。
訓練施設	訓練に必要となる施設を整備する。
港湾施設	
係留施設等	防波堤、棧橋の設置、連絡道路の整備及び浚渫等の工事を行う。
揚陸施設	造成、揚陸路等の工事を行う。
仮設棧橋	仮設棧橋の工事を行う。
仮設工事	工事に必要となる仮設物の設置を行う。

(2) 工事工程

本事業に係る工事工程については、全体として概ね4年程度の工期を想定しています。

ただし、早期の運用開始を目指し、最低限必要となる施設については先行して完成させることを目指します。

なお、今後詳細な検討を行うことから、工期は変更となる可能性があります。

